

議 事 録

※用語の定義

条例：寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

規則：寒川町指定管理者選定委員会規則

会議名	令和7年度 第5回寒川町指定管理者選定委員会会議		
開催日時	令和7年10月31日（金） 午前9時53分～午前10時59分		
開催場所	寒川町役場本庁舎2階 災害対策本部室		
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	《出席委員》		
	学識経験者〔条例第12条第3項1号〕		
	企業経営に識見を有する者〔規則第2条第1項第1号〕		
	公認会計士		
	社会保険労務士		
	行政運営に識見を有する者〔規則第2条第1項第2号〕		
	神奈川大学法学部教授		
	行政運営に識見を有する者		
	町職員〔条例第12条第3項第2号、規則第2条第2項〕		
	深澤副町長（委員長）		
青木企画部長（副委員長）			
野崎町長室長			
三橋総務部長			
《対象施設の職員》 三橋健一郎（高齢介護課長）、山田真（主査）			
《事務局職員》資産経営課 杉崎圭太（課長）、喜々津雪羽（主任主事）、 亀山里緒（主事）、浅沼智也（主事）			
議題	(1)指定管理者候補者の選定に係る審査について 《対象施設》寒川町ふれあいセンター		
決定事項	条例第4条第2項の諮問に対する答申（委員会としての審査結果）の確定		
公開又は非公開の別	非公開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	委員の率直な意見の交換及び意思決定の中立性を確保するため 〔規則第7条〕

議事の経過

○開会

(事務局)

定刻より少し早い時間ですが、ただ今から、令和7年度第5回寒川町指定管理者選定委員会を始めさせていただきます。

議事に入ります前に、事務局より、本委員会についての説明と、会議運営についての確認事項を2点、申し上げます。

まず、1点目は、「本委員会の構成」でございます。本委員会は、議事内容により委員の構成を変更することとしております。本日は、指定管理者候補者の団体等を公募により選定するため、「寒川町指定管理者選定委員会規則第4条」の規定により、学識経験者並びに副町長、町長室長、企画部長、総務部長及び審査の対象となる公の施設の所管する健康福祉部長の構成員により会議を実施することになりますが、健康福祉部長が応募団体の理事になっていることから、ふれあいセンターの審査については、「寒川町指定管理者選定委員会規則第4条第3項」により、「対象法人等と利害関係を有する時は、当該審査に係る議事に加わることができない」ため、欠席となります。

続きまして、確認事項の2点目、「会議運営について」です。

本委員会の会議につきましては、委員会規則第7条により非公開となっておりますことから、委員の皆様の氏名や肩書を積極的にホームページ等で公表することは、現時点で考えておりません。しかしながら、寒川町情報公開条例に基づく公文書公開請求があった場合には、必要に応じて皆様の氏名等を公表することとなりますので、予めご承知おきください。

また、応募団体に関する情報につきましては、審査の結果、候補者となった第1位の団体につきまして、その名称を公表してまいりますので、併せてご承知おきくださいますようお願いいたします。

本委員会の説明及び運営に関する確認事項は以上でございます。

これより議題となりますので、委員長に議事進行をお願いしたいと思っております。それでは、この後の進行を委員長をお願いいたします。

○議題

(1)指定管理者候補者の選定に係る審査について

《対象施設》 寒川町ふれあいセンター

(委員長)

それでは、議事を進めてまいります。

お手元の次第のとおり、議題の「寒川町ふれあいセンター」に関する指定管理者候補者の選定に係る審査を行ってまいります。

最初に、審査方法に関する提案になります。

「寒川町公の施設の指定管理者選定に係る選定基準」では、各委員の合計点が最も高かったものを指定管理者の候補者とするとしており、応募が1団体のみであった場合の規定を設けておりません。

そこで、「寒川町指定管理者選定委員会規則第10条」により、「この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める」との規定がございます。

従いまして、具体的な審査に関する提案を事務局より説明いたしますので、事務局の説明を聞いた後、皆さまからのご意見を頂き、審査方法を決定したいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、事務局より本日のプレゼンテーションに係る審査方法につきまして、説明させていただきます。事業者からのプレゼンテーションは20分以内とし、残り3分になりましたらベルを1回鳴らします。また、20分経過した時点で、ベルを3回鳴らします。プレゼンテーション終了後20分間の質疑を行います。

採点は5段階評価で行い、標準点であります3点を基準点とし、全て3点であった場合の基準点に本日の委員数8人を乗じた点数をボーダーラインとし、指定管理者の候補者としていたいと考えております。

事務局からの説明は以上となります。

(委員長)

ただいまの私からの説明と事務局からの審査方法に関する提案がございましたが、委員の皆さんより、何かご意見等はございますでしょうか。

<質疑応答>

「質疑無し・意見無し」との声あり

(委員長)

それでは、標準点である3点の総合得点をボーダーラインとする方法で審査を進めることといたします。

続きまして、プレゼンテーションに入る前に、審査にあたりまして、指定管理者選定にあたっての対象施設に関する町の考え方、方針、審査にあたってのポイント等について、説明を聞きたいと思っております。

本日は、対象施設の所管であります三橋高齢介護課長が出席しておりますので、説明をお願いします。

(三橋高齢介護課長)

高齢介護課長の三橋と申します。「寒川町ふれあいセンター」の施設概要と審査基準についてご説明いたします。

「寒川町ふれあいセンター」は、高齢者の社会参加や世代間交流等を通じて、高齢者の介護予防を推進する施設として平成15年4月10日に開所しました。当センターは、この設置目的に基づき、高齢者福祉に特化した施設として運営しています。

施設の管理については、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、導入当初から現在に至るまで公益社団法人寒川町シルバー人材センターが指定管理者を務めています。所在地は寒川町小動982番地2です。敷地面積や構造、主な施設の詳細は、募集要綱第1項「施設の概要」をご参照ください。

センターでは、高齢者が明るく健康に過ごし、自らの知識・技能を活かして活動したり地域交流を行ったりする場を提供するため、会議室や調理実習室（兼サロン）を活動団体等に貸し出しています。

施設利用者数は、昨年度のべ13,978人、令和5年度のべ14,952人でした。所管としては、高齢者のニーズに応じた事業を適切かつ積極的に実施することで、生きがいの創出、健康増進および介護予防の促進を図ることを重視しており、指定管理者には、当該趣旨に沿った運営管理を強く求めています。

続いて、審査基準について説明します。審査基準票をご覧ください。

審査項目は大きく 8 項目に分かれており、標準的な項目は 5 点満点、重要な項目と判断される項目は得点を 2 倍とする設定としております。合計で 150 点満点です。審査にあたっては、施設の設置目的（高齢者の社会参加、地域および世代間交流を通じた介護予防事業の推進）を踏まえ、次の点を重視して評価をお願いします。

まず、大項目 1 の (1) と (2) では、施設の設置趣旨を正しく理解し、それを具体的に実現しようとしているかを確認します。次に、(3) および大項目 3 の (2)、大項目 6 の (2) では、利用者重視の運営がなされているかを重視します。大項目 2 の (2) では、指定管理者が自らのノウハウを活かして経営努力を行い、施設運営に工夫を凝らしているかを評価します。また、大項目 3 の (1) では、高齢者福祉に特化した施設であることに配慮した適切な人材配置がなされているかを確認します。さらに、大項目 7 の (1) では、町民のニーズを的確に把握し、町民のシニアライフを支援する新たな事業の創出をめざしているかを重要な審査ポイントとしております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

(委員長)

ただいまの説明に関し、何かご質問等ありますか。

<質疑応答>

「質疑無し・意見無し」との声あり

(委員長)

他に質問がなければ、応募団体に入室していただきますので、暫時、休憩といたします。

<応募団体 入室>

(委員長)

それでは、準備が整ったようですので、休憩を解いて、会議を再開させていただきます。

今回は、寒川町ふれあいセンターの指定管理者に関し、申請を頂きまして、誠にありがとうございます。

ただ今から、「公益社団法人寒川町シルバー人材センター」様のプレゼンテーションをお願いしたいと思います。

それでは、よろしくお願ひいたします。

応募団体から提出された書類、また、当該書類に基づき行われたプレゼンテーションと質疑応答の内容については、団体の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから、非公開とします。

<寒川町情報公開条例第 5 条第 2 号該当>

(委員長)

「公益社団法人寒川町シルバー人材センター」様のプレゼンテーションは、こちらで終了とさせていただきます。

本日は、ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。
それでは、提案事業者が退室いたしますので、暫時、休憩いたします。

<応募団体 退室>

(委員長)

休憩を解いて、会議を再開いたします。

それでは、委員の皆さんは、採点表へご記入いただき、終わった方は事務局へ順次、ご提出してください。

なお、事務局による集計作業に時間が必要とのことですので、ここで暫時、休憩いたします。

<休憩>

(委員長)

それでは、休憩を解いて、会議を再開します。事務局から集計結果の報告をお願いします。

(事務局)

それでは、「寒川町ふれあいセンター」の集計結果について報告させていただきます。

「公益社団法人寒川町シルバー人材センター」の総合得点は、820点となり、ボーダーラインとしました720点を超えております。

報告は以上となります。

(委員長)

ただいま事務局から報告がありましたとおり、「寒川町ふれあいセンター」につきましても、総合得点が820点で、ボーダーラインとした720点を超えておりますので、本委員会といたしましては、「公益社団法人寒川町シルバー人材センター」を当該施設の指定管理者候補者とする旨を審査結果といたしますが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

<同意を確認>

(委員長)

審査につきましては、これで終了いたしますが、委員の皆さんより、何かございますでしょうか。

無いようでしたら、事務局から事務連絡をお願い致します。

(事務局)

連絡事項が、2点ございます。

まず、1点目につきましては、今後のスケジュールについてです。本日の審査結果につきましては、町長宛に答申いたします。

その後、庁内会議による町的意思決定を経た後、施設所管課であります、高齢介護課の決裁をもって、指定管理者候補者として決定致します。

さらに、議会12月会議に議案として上程いたしまして、その議決をもって、指定管理者として指定する予定でございますので、予めご承知おきくださいますようお願いいたします。

	<p>続きまして、2点目の「今後の当委員会の会議予定」でございます。毎年度末には、指定管理者制度導入施設に対する適正な維持管理運営がなされているか否かを確認・審査するため、各施設の総括評価の審査を当委員会で行っております。</p> <p>この会議の開催時期については、来年の3月下旬に開催を予定しております。日時につきましては、後日調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局からの連絡は以上となります</p> <p>(委員長) ただ今事務局より説明がありましたが、各委員より何かご意見や質問はございますでしょうか。</p> <p><質疑応答> 「質疑無し・意見無し」との声あり</p> <p>(委員長) それでは、ご意見等が無いようでしたら、以上で審査は終了しましたので、事務局へ進行を戻します。</p> <p>(事務局) 本日はありがとうございました。以上をもちまして、本日の第5回寒川町指定管理者選定委員会を終了といたします。みなさま、お疲れ様でした。</p>
配付資料	資料：応募団体の申請書類（非公開）
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	委員長 深澤 文武 （令和7年10月31日確定）